

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 (注1)

令和8年5月11日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

届出者 所在地 宮城県石巻市鹿又字役場前43番地3

法人名 株式会社ダンライフ

代表者名 菊地 政彦

このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）に基づき、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

Table with columns for facility name, location, support type, business registration number, and a detailed table of activities with dates and status changes.

Summary table with columns for '変更前' (Before Change) and '変更後' (After Change), including service area, staff count, and average monthly wage.

注1 指定(更新)申請時は指定申請書に添付すること。また、異動(変更、終了)がある場合、算定される単位数が増える場合は異動の前月15日までに、単位数が減る又は算定されなくなる場合は速やかに届け出ること。
注2 「実施事業」欄は、該当する欄に「O」を記入してください。
注3 「異動等の区分」欄は、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「O」を記入してください。
注4 「変更の内容」欄は、異動の状況について具体的に記載してください。
注5 「関係書類」は、届出を行う加算に係る別紙及び関係書類を添付してください。



( I ) ・ ( II ) ・ ( III )	支払工賃額の状況											
	月	R7.4	5	6	7	8	9	R7.11	12			
	工賃総額(円)							214,404	327,467			
	延べ利用者数							101	189			
	開所日数							21	22			
	平均工賃月額①											
	月	R8.1	2	3	4	計						円
	工賃総額(円)	395,964	419,130	485,957	1,106,758	2,949,680						
	延べ利用者数	201	200	216	397	1,304						
	開所日数	20	20	23	22	128						
	重度障害者支援体制加算(I) を算定している場合 (①+2000円)											
	円											

サービス費(Ⅵ)	ピアサポーターの配置	有	無
----------	------------	---	---

注1 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定する場合は、平均工賃月額区分及び前年度の工賃支払対象者数・支払工賃額の状況を記載すること。

注2 重度障害者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、平均工賃月額に2千円を加える。

注3 平均工賃月額区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。

注4 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を算定する場合は、ピアサポーターの配置の有無を記載すること。

なお、ピアサポーターを配置している場合は、別添「ピアサポーター等の配置に関する届出書」を提出すること。

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					平均工賃月額区分(※6)		
就労継続支援B型		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. II型(7.5:1) 2. III型(10:1) 3. I型(6:1)	平均工賃月額区分(※6)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① (R8改定対象外) 平均工賃月額が4万5千円以上</li> <li>2. (R8改定対象外) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満</li> <li>3. (R8改定対象外) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</li> <li>4. (R8改定対象外) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満</li> <li>5. (R8改定対象外) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満</li> <li>6. (R8改定対象外) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満</li> <li>7. 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満</li> <li>8. なし(経過措置対象)</li> <li>9. 平均工賃月額が1万円未満</li> <li>10. なし(生産活動等への支援実施対象)</li> <li>11: (R8改定対象) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合</li> <li>12: (R8改定対象) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満</li> <li>13: (R8改定対象) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満</li> <li>14: (R8改定対象) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満</li> <li>15: (R8改定対象) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満</li> <li>16: (R8改定対象) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満</li> <li>17: (R8改定対象) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満</li> <li>18: (R8改定対象) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満</li> <li>19: (R8改定対象) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満</li> <li>20: (R8改定対象) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満</li> <li>21: (R8改定対象) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満</li> <li>22: (R8改定対象) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満</li> </ol>	令和8年5月
					定員超過	① なし 2. あり	
					職員欠如	① なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	① なし 2. あり	
					身体拘束禁止未実施	① なし 2. あり(障害者支援施設以外) 3. あり(障害者支援施設)	
					虐待防止措置未実施	① なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	① なし 2. あり	
					情報公表未報告	① なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	① なし 3. II 4. III 5. I	
					視覚・聴覚等支援体制	① なし 2. II 3. I	
					重度者支援体制	① なし 2. I 3. II	
					就労移行支援体制	① なし 2. あり	
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数( )	
					目標工賃達成指導員配置	① なし 2. あり	
					目標工賃達成加算対象	① なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I ④ II	
					食事提供体制	① なし 2. あり	
					社会生活支援	① なし 2. あり	
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※19)	1. なし 2. I・イ 3. II・イ ④ III 5. IV 7. I・ロ 8. II・ロ	
					指定管理者制度適用区分	① 非該当 2. 該当	
ピアサポート実施加算	① なし 2. あり						
地域生活支援拠点等	① 非該当 2. 該当						
高次脳機能障害者支援体制	① なし 2. あり						